

KSKR

No.242

**2018
Sep.**

9

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

2018年9月15日と16日、平和公園に近い広島市JMSアステールプラザで行われた第25回日本自閉症協会全国大会は、第51回全国情緒障害教育研究協議会広島大会との共催で行われました。今年7月に起きた西日本豪雨により広島は多くの死者を出し、災害後の対処に追われる真っ只中での全国大会の実施でした。

小野塚会長をはじめとする広島県自閉症協会の皆さんの、当初の計画はどんなことがってもやり抜くのだという気迫には頭が下がりました。正直、今年の全国大会は中止になるかと思っていました。そんな中、大会スローガン「つながろうや わかりあおうや平和のまち 広島じゃけい」をもとに行われた内容は、これまでの全国大会の中でも

特に心に残る内容の濃いものでした。記念講演「わかりあうこと～違うことへのリスペクト」為末大氏（広島市出身の元陸上選手）のお話は、インクルージョン社会を目指している私たち自閉症・発達障害関係者にぴったりのものであり、感動しました。3つのシンポジウム「楽しめる”療育”をめざして～自閉症



特性を伸ばす子育て～」座長内山登紀夫氏。「楽しさのある”学校”へ。～毎日笑顔で過ごせる学校～」座長

井上雅彦氏。「楽しく生きる”地域”で。～ひとりひとりが大切～」座長志賀利一氏は、皆、現役の実践家のシンポジストによるシンポジウムであり、どれも示唆に富み、今の自分が取り組むべきことを考えさせられる感動的な内容でした。また15日夜は懇親会があり、今回の大会講師スタッフ及び全国のみなさまと交流してきました。

今回の大会で、奈良県からも参加していただいている奈良県自閉症協会の会員さんをお見受けしうれしく思いました。厚労省・文科省の自閉症・発達障害施策の資料をはじめ多くの文書を持ち帰っています。詳細は機会を見つけてみなさまに報告したいと思います。（河村）

全国の自閉症協会・情緒障害教育研究会のみなさま広島自閉症協会・小野塚です。

9月15日（土）・16日（日）の2日間、あいにく時折雨が降り、蒸し暑さの残る広島市内でしたが、第25回日本自閉症協会全国大会（広島大会）・第51回全国情緒障害教育研究協議会広島大会を、無事に開催し終了いたしました。

当日は全国からも広島にお越しいただき、600名という大きな数のご参加となりました。

お集まり戴きました方に心より感謝申し上げます。

また、ご登壇戴きました皆様におかれましては、運行上のまろもろの不手際にも関わらず、どの瞬間も聞き逃せないお話を戴き、御礼の言葉が見つかりません。

2016年初めに第25回全国大会を広島で行なうことが決まり、2016年7月には日程と会場が確定しました。その後、会員に周知も兼ねて、大会スローガンのアイデア募集をするなどの準備を始め、2017年1月に、

日本自閉症協会事業企画委員との合同会で、大会スローガンの「つながろうや がんばろうや 平和のまち 広島じゃけい」が決まりました。そののち、全国情緒障害教育研究協議会との合同開催という新たな可能性を目指す機会も戴くこととなりました。

広島らしさを求め、地域ゆかりの方もたくさんご登壇してもらいたいという声があがりました。

記念講演の演者として、広島市出身の為末大さんにアタックし、ご本

人も懇親会にて仰られていたように、1年半前という異例の速さ！で、ご快諾を得ました。各シンポジウムにおいても、地域でご活躍の方に2名以上登壇戴きました。

さらに、ランチタイムセミナーでは、広島に捧げられた千羽鶴の再生と障害者就労支援とのユニークなコラボレーションを紹介し、ご来場の皆さんに折って戴いた折り鶴を千羽鶴にして、平和記念公園内の原爆の子の像に、市川会長、全情研・野崎新会長とともに納めてきました。

ご登壇者、ご来賓、参加者の方々から、たくさん「良い大会だった」とか「印象に残る大会だった」と、身に余るお言葉を戴いただけでなく、スローガンの「つながろう わかりあおう」、またシンポジウムテーマに掲げた「楽しい・楽しむ」にしっかりと共感頂いたという手応えがあったことが、何よりの幸せです。

この大会の準備にあたっては、広島自閉症協会の役員だけでなく会員ならびに会員外の有志が、約1年前より実行委員会として企画・準備に参集しました。

実行委員会も最大30名ほどの会合となり、当日には50名以上のボランティアスタッフで皆さまのご来場をお待ち致しました。

7月の豪雨災害では、道路・鉄道も寸断され、いまだ日常生活でも何かと不自由な面もあるなかで、様々な知恵と力で無事に大会が開催されたことに奇跡を感じます。

為末さんが「誰かがいままで常識とされていた壁（記録）を超えた途端、次々と壁を越える人が出てくる。常識が変わる。壁を作っているのは、人々の常識である。」という趣旨のお話もされましたが、まさに小さな未熟な組織の広島でも、それなりの全国大会が開催できたということ

が、次回の宮城県および山梨県、その次への全国大会への大きなエールとなれば幸いです。

ご関係の皆様におかれましては、準備から実施まで多大なご助言とご助力、ご支援を賜り、ありがとうございますございました。

次回開催地の宮城県情緒障害教育研究会、山梨県自閉症協会の皆様のご多幸と益々のご清栄を願い、広島大会の御礼とさせていただきます。

平成30年9月18日

広島大会実行委員長

（広島自閉症協会）

小野塚 剛



公的機関による障害者雇用率「水増し」問題に関する 声明

公的機関の障害者雇用率が、中央省庁の8割で長年に渡り「水増し」されていたという報道を受け、そのずさんな制度運用の実態には憤りを乗り越えて呆れるばかりである。法の番人である裁判所や制度の率先垂範となるべき厚生労働省に至っては言語道断で、障害者雇用制度の信頼を揺るがす由々しき事態である。3,460人分の雇用の機会が実質的に奪われていたことは、障害者の人権を蔑ろにしているとの誹りを免れないばかりか、真摯に取り組む民間企業の障害者雇用へのモチベーション低下も招きかねない。障害者権利条約を批准し一億総活躍社会を旗印に掲げるにふさわしい制度運

用に向け、各大臣は猛省のうえ徹底した原因究明と各省庁における障害者雇用に対する意識改革のため以下のことを求めたい。

○第三者を含む調査委員会には、障害当事者、障害者就労・雇用支援者、障害者雇用実績を有する民間優良企業の担当者も加え、多角的な検証のうえ再発防止策を立てること。

○各省庁における今回の「水増し」の障害種別ごとの実態を明らかにするとともに、今後経年での雇用状況を障害種別ごとに公表すること。

○特に、平成30年度施行の精神障害者雇用義務化に関して精神障害者や発達障害者の雇用促進が推進されてきたことに対する中央省庁各機関における成果を公開すること。

○障害認定のあり方や障害者手帳所持を根拠とすることの是非を見直し、抜本的な制度改革のための検討の場を、有識者等を交えて設置す

ること。

○厚生労働省においては、公的機関による障害者雇用のモデルとなるべく意識改革を行い、専門人材の登用も含めた体制整備まで徹底して取り組む覚悟を早急に示すこと。

精神障害者の権利擁護を定款に掲げる本協会は、都道府県・政令市等も含めた国の調査結果に注視しつつ、協会の組織力を活用して全国の実態に関する情報収集や意見聴取等を行い、障害者が働く権利を堂々と行使し全国の公的機関においても活躍できるよう関係機関に働きかけていく所存である。

2018年9月5日

公益社団法人日本精神保健福祉士協

会 会 長 柏 木 一 恵

障害者雇用数の不適切な取扱いに対する批難声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

本日の厚生労働省の発表によりますと、国の27機関において3,460人分の障害者雇用数の不適切な算入が行われていたとのことです。また、都道府県においても、同様の不適切な取扱いが行われており、今後、全国調査を実施するとのことです。長年にわたって法定雇用率の水増しは、障害者の権利に関する条約に反するものであり、国が掲げる「地域共生社会」の理念にも反するものです。

このような行為は、まさに国による偽装行為であり、単にガイドラインに示された確認方法を怠ったということに留まらず、就労できるはずの障害者の雇用の機会を奪い、制度そのものの信頼を失墜させるものです。民間企業を指導する立場である行政が、自ら制度の信頼性をおとしめることで、結果として障害者の社会参加を阻害し、障害者の福祉を低下させた責任は極めて重いと言わざるを得ません。

私たちは、なぜ、制度を守るべき国や地方自治体がこのような運営を長期に亘って続けてしまったのか、その原因を徹底的に究明するとともに、そして各行政機関はその結果を踏まえて障害者の働く権利を擁護する立場での制度を運営するよう求めます。

各省庁におかれましては、今回の事件の反省を生かし、障害者の人権

を尊重し、このような法定雇用率の制度がなくても、当たり前障害者が雇用され、共に働ける社会の実現を目指すよう取り組んでください。

2018年8月28日

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久



公務員における障害者雇用の根本的な見直しを求める声明

中央省庁の2017年6月1日時点の障害者の雇用数が、実際より3,460人多く水増し計上されていたことが判明した。公的機関の法定雇用率2.3%（2018年度からは2.5%）に対して、実際の障害者雇用率は1.19%であった。これは、3,460人の障害者が、就労の機会を中央省庁により奪われたことを意味する。さらに、これが企業であれば、年間約20億円の納付金が課せられ、その分、障害者雇用促進の財源が増えたはずである。またこのような水増しが約40年間にわたって継続されてきたとの報道もあり、さらに地方自治体においても同様の水増しが発覚しつつある。

障害者雇用促進法は、「障害者も他の者と同じ権利をもつ」とする障

害者権利条約の理念に基づき、国が定めたルールである。その国の機関においてルールが踏みにじられたことは、障害者に対する裏切り行為にほかならず、強い憤りを禁じ得ない。また、加藤厚生労働大臣は「それぞれの政府機関で今年中に法定雇用率を達成するよう努力するが、それが難しければ来年中に達成すべく取り組んでいく」と説明している。しかしながら、拙速な数合わせではなく、様々な種別の障害者が公的機関で就労できるための合理的配慮について、十分な検討をまず行うべきである。

特に知的障害者は、公務員試験が知識や判断力を問う筆記試験中心のままであれば、採用試験の段階で雇用から排除されることとなる。民間企業では、知的障害者の特性を活かした職種の開発が進み、採用試験においても筆記試験より面接が重

視されている。公務員試験においても面接を重視する方式を採用するとともに、各公的機関で、知的障害者向けの職種の開発を推進すべきである。

今回の水増し問題を機に、公務員における障害者雇用のあり方について、根本的な見直しを強く求めたい。

平成30年9月5日

特定非営利活動法人 東京都発達障害

支援協会 理事長 山下 望



声明**国などによる障害者雇用「水増し」問題は障害のある人への背信行為****－第三者機関による徹底した真相解明と障害者の労働政策の抜本的改革を－**

今般発覚した中央省庁や自治体等における障害者雇用「水増し」問題は、自ら法を遵守しなければならない行政による国民への背信行為である。障害分野に走った衝撃は計り知れない。わけても、範を垂れるべき中央省庁において法律違反が重ねられてきたこと、また40年余にわたって不正を正せなかった障害者雇用の総元締めたる厚生労働省の責任は重大である。

なお、政府は、本年3月に「第4次障害者基本計画」を閣議で決定し

た。その中に、「国の機関においては民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障害者の雇用を進める。」と明記している。今般の出来事はこれに背くものである。個々の省庁の責任は言うに及ばず、内閣を中心に政府の中枢および閣議としての責任が問われよう。

私たちは、現段階で以下の諸点を指摘したい。

第一は、多くの障害者の公的機関で働く機会が、政府によって奪われたことである。その数は2017年度だけでも3400人を下回らないとされているが、42年間の累計の数は一体どれくらいに上るのか、精緻な数値を詳らかにすべきである。

第二は、政府公表の各種データへの信頼が決定的に揺らいだことである。「制度の理解が不十分だった」「悪

意はなかった」などが通用するとすれば、政府の公表とは何なのか、政府データを元に策定される関連政策全体が崩れることとなろう。

第三は、民間企業の障害者雇用に悪影響が及ぶことへの懸念である。行政自らに不正があれば指導力が鈍るのは必至であり、企業としても行政に不信を抱くのは当然である。結果として、法定雇用率の未達成企業が半数に上る民間企業での雇用促進に水を差すことは間違いない。

以上の諸点を踏まえて、私たちはさらに重大な問題を感じずにはいられない。それは、「障害分野だから許されたのでは」の疑念であり、また、「できることなら障害者を新規に雇い入れたくない」とする本音が、しかも政府全体として垣間見られるのである。これらを障害者差別と言わずして何と言うのだろうか。そうではないと言うのであれば、それを完全

に払拭するだけの説明責任を果たしてほしい。

政府が当面為すべきは、二つである。一つは、徹底して今般の法律違反の実態を明らかにすることである。障害者の前に、国民の前に、すべての関連する事実を公表してほしい。もう一つは、実質的で本格的な検証体制を確立することである。政府自らの不正であり、検証体制にあって恣意的な人選は許されない。障害当事者団体の代表を含む、透明度の高い検証体制を求めたい。

最後に、障害者の「労働及び雇用」分野は、私たちの国が積み残してきた重点課題の一つである。自治体の状況を含めての実態把握や検証と合わせて、福祉的就労を含む、障害者の「労働及び雇用」政策全体の抜本的な改革に着手すべきである。立法府も総力を上げるべきである。マスコミも力を貸してほしい。前代未聞

の出来事が、そのための契機となることを切に願う。

2018年8月27日

NPO 法人日本障害者協議会（JD）

代表 藤井 克徳

**中央省庁及び地方自治体等の「官公庁における障害者雇用率問題」について（声明）**

今般中央省庁をはじめとした、立法府、司法、地方自治体の「官公庁における障害者雇用率問題」が発覚した。一連の不祥事は、国民の信頼を根底から揺るがすものであり、政府に対して深く反省を求めるとともに、法改正も視野に入れた障害者雇用施策を抜本的に見直し、障害者雇用に真剣に取り組むことを求める。

本連合は、かねてより厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会や各種の雇用研究会などにおいて、国家公務員をはじめとする公務部門で働く視覚障害労働者に対しても、民間企業と同様の支援が必要であるとして、制度設計の検討を繰り返し要望してきた。

かつては、視覚障害者は国家公務員採用試験から実質的に排除されていた。私たちは点字採用試験の実施を求めて10数年にわたる運動を展開し、1991年から点字受験が認められた。また、網膜色素変性症など、治る見込みのない目の病気は、病気休暇や休職を認めないという誤った解釈が横行していたが、私たちからは是正要望を受けて人事院は、2007年、人事院規則を正しく解釈し運用するよう通知（「障害を有する職員が受けるリハビリテーションについて」）を発出した。在職中に途中で視覚障害者となっても、継続雇用を図り、必要なリハビリテーションを受けて職場復帰し、その人の持てる能力を十分発揮しながら働き続けることも重要である。 いずれにしても、障害者が国及び地方自治体などのあらゆる公務部門で働くことには大きな意義がある。	特に、中央省庁における障害者雇用は、単に働く場を提供するに留まらず、国の施策に対して社会的弱者の視点を反映させるためにも必要である。 これまで私たちは公務部門における実雇用率は着実に伸びているとの政府発表を信じて疑わなかった。視覚障害者に限ってみれば雇用の厳しい実態はあっても、視覚障害者以外の障害者雇用は着実に進んでいると考えていただけに、今般の「官公庁等における障害者雇用率問題」には、驚きを通り越して怒りを禁じえない。本来、率先して法を厳守し、障害者の雇用施策を主導する立場である政府・行政機関が、障害者権利条約や障害者雇用促進法に反する違法行為を行ってきたことは、国の根幹を揺るがす大問題である。 そこで、私たちは二度とこのようなことが繰り返されず、障害者雇用	を真に進めさせるために、下記事項について提案する。 記 1 真相究明と防止策について まず、政府は有識者・当事者を含む第三者委員会を設置して、すべての行政機関をはじめとした、立法、司法、地方自治体、独立行政法人の障害者雇用の実態を明らかにすべきである。そのうえで、徹底して原因究明を行い、早急に防止策を講ずると共に、厚生労働省のチェック機能を強化し、必要に応じて障害者雇用施策の見直しを行うべきである。 なお、2014年の独立行政法人労働者健康福祉機構（当時）の障害者雇用率問題において、第三者委員会報告書の再発防止策の教訓が生かされなかったことについても、併せて検証すべきである。
2 中央官庁における総合職・一般職の救済措置について 総合職・一般職において、健常者と同じ能力の障害者でも、採用側に法定雇用率を遵守する意図が有るか無いかで採否が違ってくることは十分に考えられる。換言すれば、「雇用率の水増し」が事実であれば、採用過程において違法な状態で競争させられていたとも言えるので、試験の特別措置を申し出た人（障害者）については、改めて現状を確認し、採用候補者名簿有効期限3年を経過した者も含めて、再度官庁訪問の機会を与えるなどの救済措置を検討すべきである。 3 「61調査」の統計の取り方について 毎年行われている6月1日現在における障害者雇用状況報告（「61調査」）は、身体、知的、精神、そ	の他の障害者というように、身体障害者をひとくくりにしているが、少なくとも身体障害者については障害の部位別に統計を取るべきであり、障害等級、職種、配慮事項などについても報告を求めるべきである。このように障害の部位別に報告を求めることは、障害の態様に応じた施策を打ち出す上でも必要であり、「水増し」の抑制にもつながる。 4 雇用管理や労働環境整備について 官公庁は民間の模範たるべく率先垂範して障害者雇用に取り組むのは当然であるとして、民間企業より雇用率を高く設定されている。しかし、その結果は、雇用率達成至上主義に陥り、モデルとなるような雇用支援などに関する具体的取組は乏しかったことが、今般の水増し問題にも現れていると言える。雇用率達成は重	要ではあるが、真に障害者雇用を促進し、障害者の職場定着を図るためには、雇用管理や労働環境整備に力を入れるべきであり、その担当責任者を明確にし、定期的に各省庁の当該責任者による情報交換会を開催するなどして、その内容を公表すべきである。 5 財源措置について 障害者の雇用にかかる財源として、民間企業には納付金や雇用保険財源が充てられているが、官公庁にはそのような財源措置がないため、「予算措置がない」などを根拠に必要な配慮が受けられず困っている視覚障害を持つ公務員が少なくない。官民間問わず、合理的配慮やキャリアアップ、中途障害者のリハビリテーションは障害者雇用にとって重要で、そのためにも一定の財源が不可欠である。納付金などの財源が使え

ない官公庁には、それに代わる財源として、一般財源を投入するか、官公庁に働く障害者支援を目的とする基金制度を創設するなどして、官民格差解消を図るべきである。

6 障害者枠採用について

職員採用において、そもそも重度障害者は採用されにくい仕組みになっている。試験に合格すると、採用候補者名簿に登録されて、そこから選ばれて面接などを経て採用されていくが、「行政機関の職員の定員に関する法律」(総定員法)の下では、重度障害者はよほど特筆すべき能力がない限り、採用に至ることはないのが現実である。ちなみに、国家公務員はいわゆる総定員法により定員が決まっているので、特別な配慮が必要な重度障害者を採用したくないのが本音であろう。そのため、能力のある障害者を率先垂範して登用す

るためには、総定員に縛られない特別枠（障害者枠）が必要である。職場介助者の配置が必要な場合でも、介助者を総定員の枠外で採用することができる仕組みが必要である。

7 行政中枢部に重度障害者を採用することについて

行政職においても、障害者枠を設けて重度障害者を積極的に採用すべきである。行政の中枢部にも一定の障害者がいなければ、社会的弱者の目線に立ち、ダイバーシティに対応した行政はできない。国は今後法定雇用率を達成するために3000人超の障害者を早急に雇用する方針を立てた。そうであれば、このうち具体的に何人を総合職・一般職やそれに準ずる職種として採用し、直接政策に携わる職員とするのかをも明確に示すべきである。

8 チャレンジ雇用について

雇用率を達成する手段として、特定業務のチャレンジ雇用が実施されている。チャレンジ雇用は障害者を雇用する入り口を広げ、一緒に働くことを通して互いに理解し合う場として有効であるが、そうした本来の制度目的を離れ、単に雇用率の数合わせのために利用すべきではない。

ちなみに、チャレンジ雇用を進める場合、同制度は安定した身分保障のない有期雇用であるため、雇用終了後の再就職に向けて、雇用中の研修を充実させるとともに、雇用中の業務実績を的確に提示できるようにするなどの支援を強化すべきである。また、始まりはチャレンジ雇用であっても、本人の熱意、能力、適性を評価し、省庁内でステップアップしていく仕組みも必要である。

9 指導・チェック体制の強化について

点検・指導にあたっては、単に雇用率をチェックするだけでなく、採用方法、中途障害者の継続雇用と支援の内容、合理的配慮の実施状況、研修、広報・啓発などをトータルで行う必要がある。そのためのハローワークなどの関係職員についても、必要に応じて増員すべきである。

平成30年9月12日

社会福祉法人 日本盲人会連合

会長 竹下 義樹

以上



声明

国などによる障害者雇用「水増し」問題は障害のある人への背信行為 — 第三者機関による徹底した真相解明と障害者の労働政策の抜本的改革を —

NPO 法人日本障害者協議会（JD）

代表 藤井 克徳

今 般発覚した中央省庁や自治体等における障害者雇用「水増し」問題は、自ら法を遵守しなければならぬ行政による国民への背信行為である。障害分野に走った衝撃は計り知れない。わけても、範を垂れるべき中央省庁において法律違反が重ねられてきたこと、また40年余にわたって不正を正せなかった障害者雇用の総元締めたる厚生労働省の責任は重大である。

なお、政府は、本年3月に「第4次障害者基本計画」を閣議で決定した。その中に、「国の機関においては民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障害者の雇用を進める。」と明記している。今般の出来事はこれに背くものである。個々の省庁の責任は言うに及ばず、内閣を中心に政府の中枢および閣議としての責任が問われよう。

私たちは、現段階で以下の諸点を指摘したい。第一は、多くの障害者の公的機関で働く機会が、政府によって奪われたことである。その数は2017年度だけでも3400人を下回らないとされているが、42年間の累計の数は一体どれくらいに上るのか、精緻な数値を詳らかにすべきである。第二は、政府公表の各種

データへの信頼が決定的に揺らいだことである。「制度の理解が不十分だった」「悪意はなかった」などが通用するとすれば、政府の公表とは何なのか、政府データを元に策定される関連政策全体が崩れることとなろう。第三は、民間企業の障害者雇用が悪影響が及ぶことへの懸念である。行政自らに不正があれば指導力が鈍るのは必至であり、企業としても行政に不信を抱くのは当然である。結果として、法定雇用率の未達成企業が半数に上る民間企業での雇用促進に水を差すことは間違いない。

以上の諸点を踏まえて、私たちはさらに重大な問題を感じずにはいられない。それは、「障害分野だから許されたのでは」の疑念であり、また、「できることなら障害者を新規に雇いたくはない」とする本音が、しかも政府全体として垣間見られる

のである。これらを障害者差別と言わずして何と言うのだろうか。そうでないと言うのであれば、それを完全に払拭するだけの説明責任を果たしてほしい。

政府が当面為すべきは、二つである。一つは、徹底して今般の法律違反の実態を明らかにすることである。障害者の前に、国民の前に、すべての関連する事実を公表してほしい。もう一つは、実質的で本格的な検証体制を確立することである。政府自らの不正であり、検証体制にあって恣意的な人選は許されない。障害当事者団体の代表を含む、透明度の高い検証体制を求めたい。

最後に、障害者の「労働及び雇用」分野は、私たちの国が積み残してきた重点課題の一つである。自治体の状況を含めての実態把握や検証と合わせて、福祉的就労を

含む、障害者の「労働及び雇用」政策全体の抜本的な改革に着手すべきである。立法府も総力を上げるべきである。マスコミも力を貸してほしい。前代未聞の出来事が、そのための契機となることを切に願う。



加藤厚生労働大臣会見

概要より

記者：

今日、障害者雇用の水増し問題で検証委員会第1回がありまして、そこで挨拶も交わされましたが、この検証とは別に、一方で政府全体でやはり障害者雇用を実際に増やしていかなければならない、特に来年末までに法定雇用率を満たさなければならぬという問題があると思います。そういう中で障害者団体等が、障害者枠を設けるということを要望しておりまして、大臣も選考採用という制度について、それが可能であるということを言っております。一方、選考採用で有期の職員となってしまうわけで、その正規の職員として障害者を拡大していく、こういうことが必要ではないかという声もありま

すが、こういったことについて大臣の所見を教えてください。

大臣：

まず、今お話がありました検証委員会第1回がスタートしました。国の行政機関も事業主として社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の確保や安定を図る責務を有するわけでありまして。また、民間の事業主の方に対して率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、今回のような障害者問題、雇用すべき障害者雇用率を達成していないという事態となったことは甚だ遺憾でありますし、国民の皆さん、また障害を有する皆さん方にも深くお詫びを申し上げたいと思います。法定雇用率を達成していない機関については、先般申し上げましたが、障害者雇用促進法の下で、まずは年内の達成を目指していただくということであります。年内の達成が難しいという場合には、平

成31年末までの一年間の採用計画を策定していただき、計画に則って取り組んでいただくということになりますが、厚生労働省としても、ハローワークにおける求人の周知やマッチングなど、各省の取組を最大限支援していきたいと思っております。障害者の採用枠の関係については、人事院、内閣人事局等とよく議論をしていきたいと思っております。そうしたことも含めて「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」あるいは当事者も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会において、当事者の皆さんからもお話を伺う機会をつくりながら、10月中を目途に再発防止はもとより、法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組をどう具体的に実現していくのか、あるいは障害者の活躍の場の拡大に向けた取組について取りまとめをしていきたいと思っ

ておりますから、そういった中で、併せて今お話のあった点も検討して、結論を得ていきたいと思います。

以下、略

(2018 H30. 9. 11 (火))
11:02 ~ 11:17 会見室)



旧優生保護法による強制不妊手術問題に関する声明

国は被害者に速やかな謝罪と救済を今年、勇気ある1名の方の提訴によって、旧優生保護法による強制不妊手術問題への社会的関心がようやく高まりました。旧優生保護法に基づき行われた強制不妊手術は、1万6475件と報告されています。同意があったとされるものを加えると、2万4993件の不妊手術が行われたとされており、この中には、家族や関係者の勧めによってやむなく受けさせられた人もかなりいると言われています。

これに対して政府は、未だ「旧優生保護法下の強制不妊手術は合法だった」という姿勢を崩しておらず、また法律そのものの憲法適合性（違憲性）についても見解を示していません。人権を無視し、障害を否定

し、一人の人間の身体を暴力的に侵襲し、障害者の人間としての尊厳を否定する行為のどこが合法的なのでしょう。基本的な人権を侵害されてしまった圧倒的多くの被害者はこれまで、この事実を社会的に訴えるどころか、誰にも話すことすらできなかったのです。2年前に相模原市の津久井やまゆり園で発生した大量死傷事件の背景にも、このような国や社会の姿勢が共通してあったのではないのでしょうか。

国会では、問題の重要性の認識の下、迅速な対応により、超党派の議員連盟がつくられ、また与党においてもワーキングチームが立ち上げられこの問題に関する救済法の早期制定を検討中であることは評価します。しかし多くの被害者たちの「手術が行われた」とする資料が廃棄されている実態があり、救済法を制定するにあたっては、そうした被害者

をも対象とすべきだと私たちは認識しています。

国は、1日も早く、旧優生保護法および同法での強制不妊手術は過ちであったことを認め、被害者に謝罪をするべきです。

日本は、「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」（第17条）、「障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること」（第23条）と明記している障害者権利条約の批准国です。また国内法の障害者基本法でも、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである（第1条）」と規定しています。長期にわたり強制不妊手術がなぜ行われたのか検証していくことが、過ちを再び犯さないために重要なこと

だと考えます。

障害者の身体への権力による介入が解決策ではなく、障害者に対する社会的障壁をつくり出してしまっている社会こそ是正されるべきなのです。

私たち日本障害フォーラム（JDF）は、障害者を中心に13の全国団体が構成されています。私たちは以上の認識にたち、下記について早急な実施を強く要望するとともに、この社会に住む一人一人が、この問題について改めて考え、話し合い、伝え合うことを求めます。

記

1. 国は、旧優生保護法により強制不妊手術を受けさせられたすべての被害者に対して、その過ちを認め、謝罪すること。また、被害者を対象とした「救済法」を速やかに制定すること。

2. 国は、旧優生保護法が憲法違反だったことを認めること。

3. 同時に、この問題の重要性に鑑み、旧優生保護法による強制不妊手術にとどまらず、形式上は同意のある不妊手術や妊娠中絶手術についての資料の保全と調査対象の拡大について、地方公共団体及び関係機関に対し指示すること。

4. また、この問題が与える社会的影響を考慮し、「検証委員会」を立ち上げること。それは各界各層の人によって構成し、障害当事者団体も構成メンバーとすること。

以上

2018年8月15日
日本障害フォーラム

文科省より、「学校卒業後における障害者の学びの推進方策について（論点整理）に対するパブリックコメントについて」のお知らせがきました。

以前みなさまに意見を頂きました際にはご協力ありがとうございました。

パブリックコメント資料をご参照のうえ、ご意見をご投稿いただきたくよろしくお願いいたします。なお、日本自閉症協会へのヒアリングが、10月3日に予定されております。

つきましては、ヒアリングの際にもみなさまのご意見を反映できればと思っておりますので、今回もみなさまからのご意見をいただきたくよろしくお願いいたします。

こちらの締め切りは、日本自閉症協会としては10月1日（月）午前9時となっていますのでそれまでに奈良県自閉症協会事務局にお願いしま

す。このパブコメについては、文部科学省の説明は次のようになっています。平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年4月の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害のある方々が一生にわたり自らの可能性を追求するとともに、地域の一人として豊かな人生を送ることができるよう、平成29年度より、省内に「障害者学習支援推進室」を設置し、厚生労働省を含めた関係部局と連携しつつ、多様な学習活動の充実に関する取組を進めているところです。特に、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長できるような学びの推進を図ることが急務であることから、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、平成30年3月からこれまで8回にわたって、スポーツ・文化も含めた障害者の学びの現

状や課題を分析しつつ、その推進方策を検討してまいりました。このたび、これまでの議論を「論点整理」として一旦まとめ、パブリックコメントを行うこととしましたのでお知らせします。

○期 間 平成30年9月11日（火）から平成30年10月5日（金）まで

○U R L <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001002&Mode=0>



2018年8月24日（金）

第2回障害者雇用水増し問題 野党合同ヒアリングメモ

13省庁、さいたま市議（当事者）、越谷市議、団体…JD、日盲連
国会議員（長妻昭、山井和則、福島みずほ、尾辻かな子、森ゆうこ、黒岩宇洋、の各議員、ほか）

司会進行は山井議員。

1000～2000人と言われる水増し、42年間では万人単位の雇用が奪われた。

雇用されている（とされる）内訳を民間企業と比較すると、身障が官86.9%、民67.3%、知的が官2.7%、民22.6%、精神が官10.5%、民10.1%。官の比率の大きい身障に水増しがあるのではと推測する。

閣議議決定違反、障害者枠（定員）の必要性、1年契約が多数いるのでは？、予算問題に関わる＞国会審議

が必要、過去の検証と合せ、今後どうすればよいかを皆で考えること、国会を開くことが償いではないか。長妻議員（政調会長）のあいさつ

各省庁の調査結果は出揃ったということで、28日に衆参厚労委員合理事懇談会（非公開）で公表予定だが、自民党は閉会中審査を拒否しており、抗議する。この問題は議員の皆知り国会で議論すべき。

42年の間には民主党政権もあり（＊長妻厚生労働大臣、山井政務官）、気付かなかった責任の一端はある。与野党を超えて解明すべき。

福島議員からは、各省からの調査報告の過去5年分を公開することを求めた。

尾辻議員からは、ガイドラインのあいまいさや、「原則として」手帳の等級を確認する」の「原則として」が、いつなぜ外したのかを問われたが、回答はなかった（新聞に出てい

ることなのだが）。

厚労省から、事前に通告された14の問いへの回答（松井障害者雇用対策課長はじめ3名出席）

再点検、精査し、28日に報告するので、今日は控えるとほとんどゼロ回答。

各省庁には、水増しの有無だけでも答えてと問われたが、全てゼロ回答。団体からの発言（JD＝きょうされん・障全協、日盲連）

○JD中村理事…水増しが本当にあったのなら努力している企業や国民への背信行為で呆れる。ガイドラインの拡大解釈や勘違いというのは通用しない。納付金制度という雇用義務制度は1つの手段。本来の目的は雇用実現であり、その結果が雇用率。雇用率は指標だが、達成後は抑制されるという副作用的深刻な問題をはらんでいる。労働は障害のある人の生活の糧づくりでもあるが、そ

の労働力を活用していくという視点を重視すべき。それが、真の共生社会、国民総活躍社会につながるのではない。

○家平（障全協）…働きたくても働けない障害者が沢山いる。障害者の多くは、その人にあった環境整備や周辺を調整されて初めて働ける。その努力がされてないことが水増しにつながったのではない。自分はトイレなど身のことは殆どできない重い障害者だが、障害者雇用制度を活用してNPOで仕事している。だがガイドヘルパーなど福祉の制度を通動には使えないなど福祉と労働の制度の分断に直面している。また、雇用制度は10年制限でもうすぐ期限が切れ、今後を憂う。省庁は多忙で障害者雇用は困難との報道があったが、雇用の質やどのように配慮や働き方が必要なのかが問われていない。職場努力で解決することは少な

くないということを考えてほしい。
○日盲連・工藤…今の統計の取り方は大雑把、より丁寧な調査にすればきめ細かい支援や配慮につながり、水増し抑制効果も出る。雇用率だけによる納付金制度が官民格差の元にもなっている。予算措置、財源のあり方を抜本的に見直してはどうか。重い障害者で高い能力ある人もいるが、採用に結びつかない。重度障害者はお荷物的な考え方が根底にあるのではない。障害による休職期間を研修期間とみなすなど、復帰しやすく、長く働き続けられるしくみや、障害者枠が必要、等。

○埼玉の当事者市議からは、数字は、いじればどうにでもなること、障害の軽い人を雇いたいということなどがわかったが、これを機としてよい政策としていくことを願う、などが発言された。

○きょうされんの赤松常務理事と荒

木にも発言の機会があり、これまで40年余、故人を含む諸先輩の努力が水泡に帰したと愕然とする思いや、検証説明はもちろんだが、これを機に閣議決定された障害者基本計画に書かれているように、障害者雇用を真に推進する政策に向かってほしいことなどを述べた。また、障害者団体と厚生労働大臣の懇談の場を求めた。

（JD 荒木メモ）



■省庁

・内閣府	大臣官房人事課 企画官	泉 吉顯
・総務省	大臣官房秘書課 調査官	山本 直樹
・法務省	大臣官房人事課 人事課付	南部 晋太郎
・外務省	大臣官房人事課企画官	菅原 満行
・財務省	大臣官房秘書課人事企画室長	浅賀 崇
・文部科学省	大臣官房人事課人事調整官	村上 良行
・厚生労働省	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 課長	松下 和生
	職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 課長	河野 森子
	大臣官房人事課 調査官	河村のり子
・農林水産省	大臣官房秘書課監査官	新川 元康
・経済産業省	大臣官房 秘書課 人事企画官	清水 淳太郎
・国土交通省	大臣官房人事課 企画官	重田 裕彦
	大臣官房人事課 課長補佐	北川 由佳
・環境省	大臣官房秘書課長	大森 恵子
・防衛省	大臣官房秘書課人事調整官	錦織 誠
・気象庁	気象庁総務部人事課 課長補佐	米満 義弘

■障害者団体

・特定非営利活動法人 日本障害者協議会	藤井 克徳 代表
・認定NPO法人 DPI 日本会議	佐藤 聡 事務局長

2018.8.19 読売新聞

14版

社会 32

水増し疑い 新たに5省庁

障害者雇用 手帳確認せず算入

中央省庁で、法律で定められた障害者の雇用割合（法定雇用率）が水増しされている疑いがある問題で、文部科学省、農林水産省、防衛省、法務省、気象庁でも、障害者手帳など、障害者の各省と気象庁でも、障害者手帳など確認しないまま障害者として算入していたことが18日、各省庁関係者の話でわかった。実際には対象外となる職員も含まれているとみられ、厚生労働省が調査している。障害者雇用促進法は、国の機関の法定雇用率を今年

3月まで2.3%、4月から2.5%に設定している。国の指針では、算入できるのは障害者手帳などの所持者か、医師による判定書などがある人と定めている。しかし、文科省の担当者は「職員採用の際、手帳の有無は確認していない。故意の水増しではないが、制度への理解が不足している」と話している。農水省幹部は不適切な算入があったことを認

めた上で、「正しく試算した数値は（法定雇用率を）満たしていない疑いがある」と述べた。

防衛、法務両省と気象庁の幹部も、手帳を確認しないまま算入しケースがあったことを認めた。この問題では、国土交通、総務両省でも対象外の人を算入していた疑いが判明して

知事 県庁 (第3種郵便物認可)

水増しの有無	調査状況
内閣府	調査中
総務省	ありそうだが、時期や人数は調査中
法務省	調査中。厚労省の公表までは回答しない
外務省	調査中
財務省	コメントできない
文部科学省	調査中のため回答できない
厚生労働省	調査中
農林水産省	可能性はある
経済産業省	調査中で、現時点では話していいことはない
国土交通省	可能性があり、精査している
環境省	精査中のため現時点では不明
防衛省	申し上げる段階にない
警察庁	なし

農水・総務・国交 水増し否定せず

共同通信調査 明確否定は警察庁だけ

「行政地に落ちた」と与野党から批判。与野党幹部からは「水増しを改訂する」と、中央省庁が雇用する障害者の数を修正する動きが、水増し問題について「事実なる見解」として示された。総務省は「（手帳を保持していない）人も雇用する人数に、入っているが、時期や人数は調査中」、国交省は「可能性があり、精査している」と、それぞれ答えた。同様の慣行は幅広く見られるとみられるが、水増しの可能性に言及した三省以外は「現時点で回答できない」とした。総務省は「調査中」と回答できない。文部科学省は「（文部科学省）申し上げる段階にならないうちに行政の責務だ」と強調した。

厚労省は今年6月、障害者雇用の状況について各省庁に再報告を求めた。財務省や国交省は既に再報告を終えたとしているが、内閣府や総務省、環境省などは集計を続けていたと回答。雇用行政を所管する厚労省自身も「事実関係を調査中」として、省内の把握に時間がかかっていることを認めた。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に關する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止
雇用の分野における障害者理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使陣の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（H30）後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日（ただし、2は平成30年4月1日、3（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日（平成25年6月19日））

① 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎ 障害者に対する差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2を規定【施行期日 平成28年4月1日】。

- ※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。
- ※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

今後、労働政策審議会障害者雇用分科会の意見を聴いて、具体的な内容は指針を策定。なお、禁止される差別や合理的配慮の内容として、以下のものなどが想定される。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げるなど、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めない など



2018年度自閉症eサービス@奈良

中級講座



◆ 日時・テーマ・講師 (予定) いずれも 14:00~16:00 (13:30 より受付開始)

	日時	テーマ	講師 (敬称略)
1	9月 30日(日)	問題行動の理解と対応	大中 りよ子 (bon ワークス枚方)
2	10月 14日(日)	事例検討1 氷山モデル	前野 篤史 (スマイルフレンズ)
3	11月 25日(日)	事例検討2 支援の実施	前野 篤史 (スマイルフレンズ)
4	12月 2日(日)	事例検討3 生活を支える	大中 りよ子 (bon ワークス枚方)

◆ 会場：奈良県社会福祉総合センター (定員50名)

奈良県橿原市大久保町 320 番地 11

近鉄橿原神宮前線「畝傍御陵前」駅下車。東出口より徒歩3分。

◆ 参加費：年間パスあり：無料

一般 (年間パスなし)：各 3,000 円

※「自閉症支援のためのレジュメ集」(1冊 1,000円)

受講料にレジュメ集の代金は含まれておりません。会場でご購入ください。

◆ 参加資格：自閉症 e サービスの基礎講座受講修了者 または、自閉症支援にすでに携わっている方

◆ 申込み：必要事項をご記入 (□欄にもチェック) の上、郵送・FAX でお送りください。

ホームページ (<http://esnara.jimdo.com/>) からもお申し込みできます。

※申し込み締め切り：2018年9月10日必着 先着順

※受講いただけない場合のみ連絡させていただきます。

◆ 中級講座申込み用紙 *先着順、定員内であれば追加申込み可

記入日	2018年 月 日		
年間パス	☐ 年間パスあり (会員 No.) ※ いずれかにチェック。 (☐ 大阪O ☐ 京都/滋賀K ☐ 奈良N ☐ せんだいS ☐ やまぐちY ☐ 福井F)		
	☐ 年間パスなし (一般)		
氏名(ふりがな)	()		
連絡先の種類	☐ 勤務先 ☐ 自宅 (いずれかにチェック)		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス	@		
住所	〒		
所属事業所名			
各種案内	☐ 自閉症 e サービス@奈良からの各種案内を希望しません。(ご不用の方はチェック)		
●本講座では、受講生から事例報告をお願いすることがありますので、ご承知おきください ●本講座に期待すること、ご質問など			

2018年9月6日＜障害児の放課後は＞（上）ずさんな判定 支援の実態 聞き取りなく

障害のある子どもが放課後などを過ごす放課後等デイサービス（放課後デイ）が揺れている。四月の福祉サービス事業者への報酬改定以降、開所日を減らしたり、二施設を統合したり、経費節減を迫られた事例が相次ぐ。改定に伴って実施された子どもたちの障害の区分分けでも、反発や疑問の声が数多く上がり、国が自治体に判定のやり直しを通知する異例の事態となっている。戸惑う現場の様子を二回にわたって紹介する。（細川暁子）

「これから土曜日は、閉所せざるを得ない」。四月中旬、群馬県伊勢崎市の放課後デイ「わんぱくひろば」に、長男の竜暉（りゅうき）さん

（15）が通っているパートの小倉理代さん（39）は、放課後デイの職員からこう聞かされて絶句した。

放課後デイは、障害がある子どもたちが放課後や長期休暇などを過ごす施設。竜暉さんは高校一年で、発達障害や知的障害を伴う自閉症があり、意思疎通や読み書きがうまくできない。

土曜日の閉所は、報酬改定で受け取る基本報酬が減るのを受けての対応。国は市区町村に対して、まずは子どもたちの障害の重さを二つに分け、放課後デイは、障害が「重い」子が半数以上だと「区分1」、半数未満だと「区分2」とし、報酬に差をつけた。

わんぱくひろばは、小学一年から高校三年までの利用者十六人全員が「軽い」と判定され区分2に。報酬は区分1より低く、区分がなかった前年と比べると10～12%の減

額。わんぱくひろばでは四月以降、月に約四十万円減った。

しかし、小倉さんは竜暉さんの障害の判定に疑問を感じた。竜暉さんは、重い障害がある人に交付される療育手帳「A」を持っている。判定の際、市からの聞き取りなどは何もなく、四月上旬に「指標該当 無」と書かれた通知が送られてきただけだった。わんぱくひろばの職員も、聞き取りは受けていなかった。「判定方法がおかしいのでは」と抗議した。

この問題は伊勢崎市議会六月定例会でも取り上げられ、市は判定のやり直しを決定。Aの療育手帳を持っている子どもは全員が「指標該当有」とされ、竜暉さんも「重い」に覆った。わんぱくひろばでは十六人中十二人の判定が変更された。ただ、土曜日再開のめどは立っていない。

市によると、国から子どもの障害

を判定するよう通知されたのは二月。四月の報酬改定に間に合わせるには新たな聞き取りを実施する時間がなかったため、以前から実施され、食事の介助が必要かなどを聞き取ってきた状況調査に基づいて判定したという。

全国の放課後デイなどでつくる「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会」が二百十カ所を対象にしたアンケートによると、区分2になったのは回答を寄せたうちの八割。「廃止の危機」との声も二割から上がった。判定に際して、市区町村からの聞き取り調査がなかったところでは65%あった。こうした声を受け、厚生労働省は七月、書面のみで判定した場合などは、判定をやり直すよう自治体に通知した。立正大社会福祉学部の中村尚子特任准教授は「子どもの実態が無視された制度改正だ。どんな支援が必要か

という、子どもを第一に考えた視点が欠けている」と指摘する。

＜放課後等デイサービス＞ 発達、知的などの障害がある6～18歳の子どもが放課後や長期休暇などを過ごす。2012年度に児童福祉法に位置付けられた。全国に約1万1000カ所あり、利用者は約18万人。生活に必要な力を伸ばす遊びや学習などをする。利用者は原則1割負担で、残りは国や自治体が負担する。

2018年9月7日

＜障害児の放課後は＞（下）安心か経営か 悲鳴上げる良心的な施設

「二つが統合して通ってくる子が増えたことで、ストレスを感じている子は多い。友達の体を押したり、他の子の物を取ったり。いたずらして自分の存在を職員にアピールする

子が増えた」。名古屋市南区の放課後等デイサービス（放課後デイ）「あしたもえがお」の管理者、仲松美咲さん（27）は声を落とす。放課後デイは、障害がある子どもたちが、活動しながら放課後や長期休暇などを過ごす施設だ。

通ってくるのは、特別支援学校などに通う小学二年から高校三年までの二十五人。しばらく前までは、中学生と高校生の計十一人だったが、運営主体のNPO法人「あした」が市内にもう一カ所開設していた放課後デイを七月に閉鎖。統合により、小学生ら十四人が移ってきた。

いずれの施設でも、子ども十人を職員七人で見る態勢を取ってきた。国が最低基準とする「十人に対して二人」を大幅に上回る。統合後も同じ態勢だが、それでも「どうしても小さい子に目がいってしまう。学年が上の子には、寂しい思いをさせて

しまっている」と、仲松さんは表情を曇らせる。

統合の要因は、福祉サービス事業者宛ての国の基本報酬が四月に改定されたこと。通ってくる子どもの障害の重さに応じて報酬額が二つに分けられたが、閉鎖された放課後デイは報酬が低い区分となり、法人は年間約二百万円の赤字が見込まれた。職員を減らすことも検討されたが、「安全に見守れる態勢を維持するため、人件費を減らすのではなく二つを統合して家賃負担を減らすことを選んだ」と仲松さんは説明する。

経営悪化の背景には報酬改定の他、ここ数年、同様の施設が急に増え、競争が激しくなっていたこともある。厚生労働省によると、放課後デイは制度化された二〇一二年度は全国に約三千カ所だったのが、昨年四月時点では一万一千カ所と約四倍に。普及を図って報酬が高めに設定

されたことや、利用者の負担が原則一割ですむため、安定的に利用者が見込めるとして、利益を求めて参入する事業者も少なからずいたためだ。

しかし、質の低下も問題視されるようになった。愛知県では昨年、管理者や保育士らを置かず、利用料の公的負担分や報酬を請求したとして、県内の運営企業が、六カ月間の新規利用者の受け入れ停止となり、約一億二千万円の返還を求められる事例もあった。

悪質業者も含む新規参入者の増加は、国や自治体の財政も圧迫。公費負担総額は、一二年度の四百七十六億円から一六年度は千九百四十億円に膨らんだ。

報酬改定で国は、こうしたことへの対応を図った。しかし、適正に運営し、子どもたちに放課後の居場所を提供してきた放課後デイが、あお

りを食う状況に、不安を抱く人は多い。「うちの子は、部屋中を走り回って、じっとできない。小さな子にぶつかってけがをさせないかが、一番心配」。知的障害を伴う自閉症の高校二年生の長男（16）を通わせている母親（55）は統合の影響を懸念する。

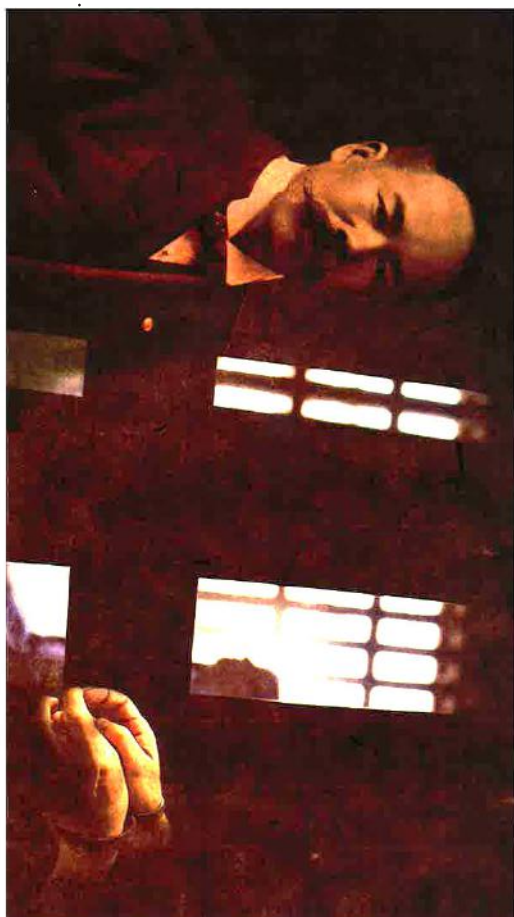
「利益追求の事業所が増え、質を担保する必要があるのは分かる。でも放課後デイに支えてもらえなければ生きていけないほどお世話になってきた。安心して預けられるところまでが、追い込まれる状況はおかしいのではないか」と言う。

東京新聞

（細川暁子）

夜明け前

呉秀三と無名の精神障害者の100年



我が国十何万の精神障害者は実にこの病を受けたるの不幸の外に、この国に生まれたるの不幸を重ねるものというべし。
精神障害者の救済・保護は更に人道問題にして、我が国目下の急務と謂はざるべからず。

呉秀三

今井友樹監修作品

ナレーショソ 竹下景子

企画 藤井野郎／監修 伊藤啓也
プロデュース 中野寛子／監修 小宮隆之／監修 古賀博一
協力 日本福祉大学 看護学部文化芸術系／UIデザイン 振替作 Pabla株式会社
製作協力 株式会社エス・エス・エス
制作 総合映像制作委員会／共同制作 日本精神衛生会／きょうせけん／株式会社 イメージ・サウンド・ラボ
ドキュメンタリー／2018年／66分／BD

共同制作 日本精神衛生会／きょうせけん 40周年記念 提携事業
『精神障害者の歴史／普及及び福祉計画の調査』100周年記念

文部科学省文化庁文化芸術振興費補助金（文化芸術振興費）助成
制作・配給 日本精神衛生会・きょうせけん

心を病んだ人々は、なぜ閉じ込められなければならないのか？ 精神の病とは…、人間の尊厳とは…、いま突きつけられる問いかけ！



松沢病院の呉秀三肖像

呉秀三(くれしゅうそう)は、今から百年前の時代に東京大学医学部精神科の教授として、異例の社会的な取り組みを進めた先進者である。彼は精神疾患の人々が「座敷牢」に押し込まれる実情を憂い、その解決のために奔走した。その土台となった報告書『精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察』を1918年に提起し、多方面へ働きかけた。それから1世紀の年月が過ぎた今、精神障害者の問題はどうか？

精神障害者をめぐる問題は一つの国の在り方を左右する重大なものであり、欧米でも改革が進められている。何故なら、人口の1%プラスアルファが精神疾患を発症するという前提のもと、全ての国民が理解と対処を迫られているからである。

しかし、古い時代から現在に至るまで、精神病は誤解と偏見、差別の対象となり、この病を持つ人々と家族は苦しみと犠牲を強いられている。2017年12月の「寝屋川市監禁死亡事件」、2018年4月の「兵庫県三田市監禁事件」の報道は、多くの人々に衝撃を与えた。しかし、このような事例はまだ少なからず存在すると関係者は指摘する。こうしたタイミングで、この課題に一貫して取り組んできた精神医療保健の専門家組織である公益財団法人「日本精神衛生会」と、障害者福祉の土台を支えて40周年を迎える「きょうせん(旧称：共同作業所全国連絡会)」が提携して製作したのが本作である。

長編第1作『鳥の道を越えて』で高い評価を得た今井友樹監督(工房ギャレット代表)が、先輩である小原信之カメラマン(民俗文化映像研究所代表)とタッグを組み、2003年の記録映画の最優秀作として注目を集めた夜間中学の



資料館の「拘束具」

記録映画『こんばんは』(毎日映画コンクール記録文化映画賞/文化庁映画大賞)の編集を担った古賀陽一編集マンを迎え、その『こんばんは』、重度重複障害児を育てる家族を描いたアニメ『どんぐりの家』(きょうせん 20周年/山本おさむ原作・脚本)や、精神障害者の社会復帰を描く劇映画『ふるさとをください』(きょうせん 30周年/脚本：ジェームス三木)で指揮をとった中橋真紀人プロデューサー(イメー

ジ・サテライト代表)のもとでパッションとパワーを注いだ。呉秀三研究の第一人者・岡田晴雄先生(精神科医療史研究室代表/元・松沢病院医師)、「座敷牢」問題の調査研究を続ける橋本明先生(愛知県立大学教授)、日本の精神科医療のトップに位置する都立松沢病院の齋藤正彦院長というキー・パーソンへのインタビューを軸に構成された本作は、これまでの100年を見つめ直し、これからの100年を考える貴重な映像的素材と言えるだろう。

作品の中に登場する資料には、現存する2冊のみの「私宅監置」報告書(1冊は岡田先生の手元に、もう1冊は国会図書館)、呉秀三の初めての著作の初版本、家族にあて欧州から送った絵葉書(既に所在不明)、秘蔵されていた数枚の写真(東大医学図書館に保管)などがある。日本で初公開! 呉秀三の欧州留学先での足跡——彼が1900年前後に留学・視察したベルギーとオーストリア(ウィーン大学)に残されている「自筆の署名」を求めて海外ロケを敢行し、彼の宿舎アパートもカメラに収めてきた。



東京大学安田講堂

今井友樹監督作品

勇気をもって前へ

立教大学教授 香山リカ
いつの時代も、社会を前に進めるのは、ひとりの気づきとそれに触発された大勢の仲間たちです。いまも心の病を持つ人々が正しく理解され、その人権が十分に守られているとはとても言えません。

しかし、彼らが私宅監置などのもっとひどい処遇をあたりまえに受けていた時代には、呉秀三はそのおかしさに気づき、病者に治療と福祉の光をあてようとしたのです。私も本作から多くを学び、勇気づけられました。

夜明け前 呉秀三と無名の精神障害者の100年

[ドキュメンタリー/2018年/66分]



呉秀三と無名の精神障害者の100年

夜明けを迎える一助として

きょうせん専務理事 藤井克徳
「呉秀三を正確に知ってほしい」——本映画企画の最大の動機です。あの「座敷牢調査」から100周年という節目の力を借りて伝えたいのです。呉秀三の言動が現代日本に於いて何ら色あせることなく、そっくり今に通用しており、「この国に生まれた不幸」は、見方によっては当時よりも真に迫っているのではないのでしょうか。呉秀三の言動が名実ともに古めかしく感じられる社会をどう作っていくか、障害当事者や家族の一人ひとりが本当の夜明けをいかに実感できるか、本映画がその一助になることを願っています。

(日本精神衛生会理事)

100年の時空を超えた人権の問いかけに、どのように応えるのか？

2018年6月2日(土)~8日(金)緊急特別上映!

<タイムテーブル(上映時刻)は5月下旬に、劇場HPにて紹介>

■この作品は、研修会や授業・講習などにお使い頂けます。

お問合せ=Email imagesatellite@hotmail.com

特別鑑賞券のお問合せ・お申込み=Fax 03-3511-7031

アップリンク渋谷

Tel 03-6825-5503

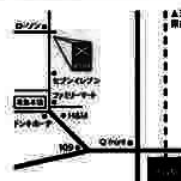
Fax 03-3485-8785

渋谷区宇田川町37-18 トツネビル

http://uplink.co.jp

*渋谷駅ハチ公口より東急東横線本店方向へ、徒歩9分。

特別鑑賞券 ¥1,000 好評発売中!



[当日料金]一般¥1,500/学生¥1,300(平日学割¥1,100)/シニア¥1,100/高校生以下¥600/障害者(手帳持参+付添2名まで)各¥1,000/UPLINK会員¥1,000/<水曜サービスデー¥1,000>

沖縄県に残るかつての私宅監置室とその周辺(2015年撮影)

精神医療ミュージアム移動展
プロジェクト 11

私宅監置と 日本の精神医療史展

Shitaku kanchi (the mental patients' confinement at home)
and the history of psychiatry in Japan

2018. 10. 11【木】-13【土】
OCTOBER 11 (Thu) - 13(Sat), 2018

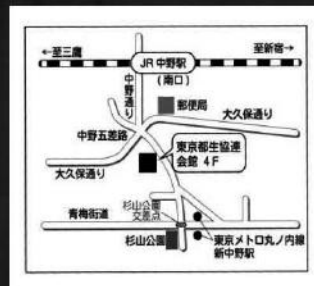
東京都生協連会館
Tokyoto Seikyoren Kaikan, Tokyo

日時 10月11日:13:00~17:00 12日:10:00~17:00 13日:10:00~16:00

会場 東京都生協連会館3・4階 (〒164-0011 中野区中央5-41-18)

アクセス JR中央線・総武線、メトロ東西線 中野駅南口6分
メトロ丸の内線 新中野駅 杉山公園口下車8分

主催 きょうされん精神障害部会・アーカイブセンター運営委員会
問い合わせ先: TEL 03-5385-2223(きょうされん事務局)



発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人: 奈良県自閉症協会

定価: 100円